

# 青森県報

第六百五十三号

令和五年  
八月二十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(県民局) ……二
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(行政経営課) ……二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……四
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……四
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……五

## 告 示

### 青森県告示第五百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人 人生がいきいき和田	十和田市東三番町一の六	十和田市東三番町一の六	就労継続支援B型	多機能型事業所 まちなか	令和五・七・三

### 青森県告示第五百十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表野辺地町区域の項に次のように加える。	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
平内町区域 平内町漁業協同組合の地区	

二の表平内町第一区域の項及び平内町第二区域の項を削る。

### 青森県告示第五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年九月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有林第五九 九林班ハ小班から 三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽国有林第五九 九林班ハ小班まで	令和 五 八 二 六

## 青森県告示第五百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三 むつ市大字中野沢字小川四〇の二四 むつ市大湊新町三六の一四	むつ
木村 司 中村 正明 畑中 道安	

## 公 告

## 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 物品等の名称及び数量  
汎用コンピュータ関連システム及び認証基盤システム機器等 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課  
青森市新町二丁目四の三〇
- 契約の方法  
一般競争入札
- 落札者を決定した日  
令和五年八月十日
- 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社  
東京都港区港南二丁目一五の三
- 落札金額  
八百二十五千二百七十円  
（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、賃貸借期間は令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、三か月相当分である。）
- 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 入札の公告を行った日  
令和五年六月三十日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリパワー弘前店  
弘前市大字向外瀬字豊田二一七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ  
新潟県新潟市南区清水四五〇一の  
代表取締役 捧雄一郎
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ  
新潟県新潟市南区清水四五〇一の  
代表取締役 捧雄一郎
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
令和六年四月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
九、一五三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
二四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
一一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
一〇五・六〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
四〇・六〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社コメリ

開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和五年八月十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	薬王堂八戸田向店 八戸市田向土地区画整理事業地内 三二街区三外	変更後	薬王堂八戸田向店 八戸市田向二丁目一の二三	変更年月日	平成 三〇・三・一〇
-----	---------------------------------------	-----	--------------------------	-------	---------------

二 届出年月日

令和五年八月八日

三 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

四 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年十二月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、赤川地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月二十八日から同年九月二十五日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和五年八月二十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催の日時

令和五年十月二日 午後六時三十分から

二 開催の場所

弘前市役所 三階第二、第三会議室  
弘前市大字上白銀町一の一

三 案件

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和五年九月十九日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・3・10号元寺町向外瀬線を3・4・36号元寺町西城北線に、

3・4・1号和徳堀越線を3・4・1号撫牛子堀越線に、

3・4・2号富田千年線を3・4・2号富田広野線に、

3・4・4号元寺町小沢線を3・4・4号元寺町大原線に改め次のように変更する。

種別	名 称		位 置		主 経 過 地	区 域	延 長	地 表 式	構 造		備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点					車 線 の 数	幅 員	
	3・4・36	元寺町 西城北線	弘前市 大字元寺町	弘前市 大字西城北 二丁目	弘前市 大字蔵主町	約1.710m		2車線	16m	幹線街路と平面交差 6箇所	

幹線街路	3・4・1	撫牛子堀越線	弘前市子 大字撫牛子 二丁目	弘前市 大字堀越 字川合	弘前市 大字代官町、 大字取上	約8,780m	地表式	2車線	16m	1 R 奥羽本線と立体交差 幹線街路3・3・1 藤崎 山下線と立体交差 幹線街路と平面交差 16箇所	
	3・4・2	富田広野線	弘前市大字 富田三丁目	弘前市大字 広野一丁目	弘前市東 大字松原 二丁目	約2,860m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 4箇所	
	3・4・4	元寺町大原線	弘前市 大字元寺町	弘前市 大字一丁目	弘前市 大字新寺町	約3,300m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
  - 青森県国土整備部都市計画課
  - 弘前市都市整備部都市計画課
- 2 閲覧期間
  - 令和五年九月四日から同月十九日まで
- 3 閲覧時間
  - 午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭